

## 行政文書不開示決定通知書

山中 理司 様

総務大臣 野田 聖子



平成29年10月3日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 不開示決定した行政文書の名称  
行政書士法第14条の3に基づく懲戒の手続が書いてある訓令、通達その他の文書（最新版）
- 2 不開示とした理由  
該当する行政文書は、作成・取得しておらず保有していないため。

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

#### \* 担当課等

総務省自治行政局行政課

所在地：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL : 03-5253-5510